

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	15	府省庁名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	東日本大震災の津波被災区域で実施する土地改良事業の換地計画に基づき創設農用地換地を取得した場合の課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>換地処分を伴う土地改良事業において、離農・経営規模縮小を指向する農業者の土地を原資として、事業実施地区内の意欲ある多様な農業者へ集積・整備された優良農地を取得（増歩換地）させることが可能である。</p> <p>一方、農業労働力の高齢化や農業後継者不足により、事業実施地区内の農業者への増歩換地だけでは調整できない場合がある。このような場合、集積・整備された優良農地を、広く、地域の中心となる事業実施地区外の農業者へ取得（創設農用地換地）させることにより、農地集積の推進と農地の有効利用が可能となる。</p> <p>東日本大震災の津波被害地域においては、営農再開に向けた農地復旧や大区画化が進められているが、震災を契機に離農や経営規模縮小を希望する農家が存在するため、企業等を含めた事業実施地区外の農業者が優良農地を取得することができる創設農用地換地制度の活用が今後見込まれている。</p> <p>このため、本特例措置は、東日本大震災の津波被害地域について、土地改良法の規定による換地計画に基づき、事業実施地区外の農業者が取得する創設農用地換地に係る不動産取得税の課税標準を軽減するものである。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>換地処分を伴う土地改良事業により生み出された農地（創設農用地）を、事業実施地区外の農業者が直接取得する場合、取得に伴い課される不動産取得税の課税標準額から1/3を控除する。</p> <p>・延長要望期間</p> <p>平成33年3月31日までの2年間</p>		
関係条文	地法附則51の2③		
減収 見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>農地の復旧・整備 （「東日本大震災からの復興の基本方針」平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定、「農業・農村の復興マスタープラン」平成23年8月26日 農林水産省決定）</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>農地の津波被害による農業者の営農意欲の減退及び高齢化等により、農地の復旧後に離農や営農規模縮小を希望する農業者の農地については、不換地又は特別減歩等により対応することとなるが、その見合いの農地について、必ずしも事業実施地区内の農家に対する換地だけで調整できない場合がある。</p> <p>この場合は事業実施地区外の農業者による農地取得を考慮した換地計画を策定する必要があるため、この取得に係る不動産取得税の軽減を図る本措置は、津波被害農地の速やかな復旧に向けた換地処分に不可欠なものである。</p>		
本要望に 対応する 縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>《政策分野》担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p>
	政策の達成目標	本特例措置の適用により、津波被害地域における農地の復旧に当たり、地域の中心となる経営体の確保や農地の利用集積、土地改良法の特例法に基づく事業を活用した農地の大区画化等の取組みを支援していくとともに、市町村の復興計画に位置づけられた農業経営の多角化や高付加価値化戦略の実現に必要な用地等の創出についても寄与する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 33 年 3 月 31 日までの適用期限の延長
	同上の期間中の達成目標	上記政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	<p>本特例措置の適用対象である津波被害地域における換地を伴う土地改良事業は、平成 30 年度から平成 32 年度までの事業完了に伴う換地処分を予定（国営仙台東地区（平成 32 年度完了予定）及び県営事業 28 地区）している。</p> <p>なお、平成 29 年度に換地処分を完了した 6 地区については創設農用地換地がなかった。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	適用事業者の範囲：東日本大震災の津波被害地域を含む換地計画策定地区の周辺の地域において効率的かつ安定的な農業経営を営み若しくは営むと見込まれる者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>農地の津波被害による営農意欲の減退及び農業労働力の高齢化等により、事業実施後の離農や営農規模縮小を希望する農家については、不換地又は特別減歩等により対応することとなるが、その見合いの農地について、必ずしも事業実施地区内の農家だけで換地による調整ができない場合があり、この場合は事業実施地区外の農業者による農地取得を考慮した換地計画を策定する必要がある。</p> <p>本措置の適用により、事業実施地区外の農業者による農地の取得が促され、換地処分の円滑な実施による早期の農地復旧、農地集積の推進及び農地の有効利用が図られるとともに、農業者の参入により雇用の創出や地域の活性化を図ろうとする地域の実情に応じた換地処分が可能となる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<p>本措置は、津波被害地域の実情に応じた換地処分の円滑な実施により早期の農地復旧等を図ろうとするものであり、その目的は創設農用地の取得に係る税負担の軽減に限定していることから、政策目的達成手段としての確かつ必要最低限の措置である。</p> <p>また、事業実施地区外の農業者を換地による農地取得の対象とすることで、換地計画策定に係る調整の選択肢が広がり、津波被害地域の実情に応じた換地処分の円滑な実施が図られることから、本措置は妥当なものである。</p> <p>仮に本措置が廃止されると、事業実施地区外の農業者が農地を取得する場合、不動産取得税の負担が増嵩し、農地の取得意欲が損なわれることから、津波被害地域における農地復旧や営農再開に不測の期間を要する恐れがある。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>本特例措置の適用対象である津波被害地域における換地を伴う土地改良事業は、平成 30 年度から平成 32 年度までの事業完了予定地区では、国営事業で 1 地区、県営事業で 28 地区を予定している。</p> <p>なお、平成 29 年度に換地処分を完了した 6 地区については創設農用地換地がなかったことから、適用実績はない。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置の適用により、事業実施地区外の農業者に農地の取得を促すことで、津波被害地域における換地計画策定に係る調整の選択肢が広がり、津波被害地域の実情に応じた換地処分の円滑な実施が可能となり、農地の早期の復旧が図られる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>本特例措置の適用により、津波被害地域における農地の復旧に当たり、地域の中心となる経営体の確保や農地の利用実績、土地改良法の特例法に基づく事業を活用した農地の大区画化等の取組みを支援していくとともに、市町村の復興計画に位置づけられた農業経営の多角化や高付加価値化戦略の実現に必要な用地等の創出についても、区画整理の手法を用いて寄与する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 29 年度までに事業完了した地区については、創設農用地換地がなかったことから、政策目標は未だ達成されていない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度：従来の特例措置を改組し、適用対象地域を東日本大震災の津波被害地域に限定し、適用期限を 2 年延長（平成 27 年 3 月 31 日まで） ・平成 26 年度：特例措置の適用期限の 2 年間延長（平成 29 年 3 月 31 日まで） ・平成 28 年度：特例措置の適用期限の 2 年間延長（平成 31 年 3 月 31 日まで）